

宜野湾市いじめ防止基本方針



平成27年11月

宜野湾市

～ はじめに ～

全ての児童生徒は、一人の人間としてかけがえのない存在であり、心と体に苦しみや痛みをもたらすいじめは、人間として尊重され成長する権利を著しく侵害するものである。このようないじめを防止し、児童生徒が安心して学校生活を送ることは全ての市民が協働して取り組むべき重要な課題である。

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、直接関わる学校関係者だけでなく、児童生徒を取り巻く大人一人一人がいじめについて十分に認識するとともに、市、教育委員会、学校、家庭、地域、その他関係団体（以下「関係機関」という。）が連携し総ぐるみでいじめ問題に向き合い、対応することが重要である。

そこで、宜野湾市は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 12 条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「宜野湾市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

この基本方針は、児童生徒の健全育成及びいじめのない社会の実現を柱としており、市内の全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう関係機関が連携し、いじめの防止等について市全体で取り組んでいくこととする。

目 次

第 1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめ防止対策推進法制定の意義	1
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3	法が規定するいじめ防止等への組織的対応	2
	(1) 基本方針の策定	2
	(2) いじめの防止等のための組織等	3
4	市の基本方針	4
5	いじめの定義	4
	(1) 「いじめ」の判断	4
	(2) 具体的ないじめの態様(例)	4
6	いじめの理解	5
7	いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
	(1) いじめの防止	6
	(2) いじめの早期発見	6
	(3) いじめへの対処	7
	(4) 地域や家庭との連携	7
	(5) 関係機関との連携	7
第 2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	8
1	いじめの防止等のために市が実施する施策	8
	(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等	8
	(2) 市いじめ防止基本方針の策定	8
	(3) 宜野湾市いじめ問題対策連絡協議会の設置	8
	(4) 「宜野湾市いじめ問題専門委員会」の設置 法第 14 条第 3 項に規定する教育委員会の附属機関	9
	(5) 市が実施すべき施策	10
2	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	13
	(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	13
	(2) 学校いじめ防止基本方針の策定	14
	(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	16
	(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	18
3	重大事態への対処	25
	(1) 学校の設置者又は学校による調査	25
	(2) 「宜野湾市いじめ問題調査委員会」の設置 法第 30 条第 2 項に規定する市の附属機関	32
第 3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	33
	重大事態発生時のフロー図	34

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

【いじめ防止対策推進法】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。いじめの問題への対応力は、国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が成立した。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめ防止対策推進法】

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 法が規定するいじめ防止等への組織的対応

(1) 基本方針の策定

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

【いじめ防止対策推進法】

(地方いじめ防止基本方針)

第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

国及び県のいじめ防止基本方針を参酌し、地方公共団体、各学校は、それぞれ「地方いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。（法第 11 条～第 13 条）

※国、学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

(2) いじめの防止等のための組織等

- ① 地方公共団体は、学校・教育委員会・児童相談所・法務局又は地方法務局・都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる（法第 14 条第 1 項）
- ② 教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「市の基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、「附属機関」を置くことができる。（法第 14 条第 3 項）
- ③ 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。（法第 22 条）
- ④ 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。（法第 28 条）
- ⑤ 地方公共団体の長等は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「附属機関」を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。（法第 30 条）

(以下、上記①～⑤の連絡協議会、附属機関、組織をあわせて「組織等」という。)

4 市の基本方針

市の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関相互の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かした、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

市の基本方針の実現には、学校・社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

5 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(以下省略)

【いじめ防止対策推進法】

(1) 「いじめ」の判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとする児童生徒の立場に立つことが必要である。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的には、遊びやふざけあい、または、けんかのように見えることでも、いじめを受けたとする児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、いじめの判断及び認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(2) 具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
 - ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる

- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームにいれない
 - ・席を離される
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体をこぶかれたり、触って知らないふりをされる
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・殴られ、蹴られるのが繰り返される
- ⑤ 金品をたかられる
 - ・脅され、お金や持ち物（例：携帯電話等）を取られる
- ⑥ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
 - ・筆箱等、文房具を隠される
 - ・靴に画鋲やガム等を入れられる
 - ・写真や鞆等を傷つけられる
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きやかつあげを強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・意に反して、教師や大人に暴言を吐くよう強要される
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンや携帯電話等での掲示板、ブログに恥ずかしい情報や嫌なことを載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
- ⑨ 性的いたずらをされる
 - ・スカートをめくられる、ズボンを下ろされる、無理矢理キスをされる
 - ・胸を触られる、裸にされる、性器を触られる
 - ・性的な写真をネット上等で、公開される。

これらの「いじめ」の中には、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

6 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（『いじめ追跡調査 2010-2012』2013年、8-9項）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学

校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの「加害」・「被害」という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、更に学級や部活動等の所属団体の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）にも注意を払い、団体全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

7 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法】

(1) いじめの防止

いじめは、人権侵害であり、絶対に許されない卑怯な行為である。一方、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づくことや、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することなどが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は定期的にアンケート調査や教育相談を実施するとともに、関係機関が設置する電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、更に地域、家庭と連携して地域内巡回等により児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携していくことが必要である。

このため、教職員は常日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備を図ることが重要である。

(4) 地域や家庭との連携

子ども自身に地域社会の一員としての自覚を持たせることは重要である。それには、地域の行事や奉仕活動、子ども会等に積極的に参加させるなど、地域全体で子どもの健やかな成長を促すため、学校、地域、家庭との連携が必要である。

また、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したり、「いじめについての講演会」を実施するなど、学校、地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが不可欠である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには常日頃から、学校や教育委員会が、関係機関との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等

1. いじめ防止基本方針の策定
 - 1) 「宜野湾市いじめ防止基本方針」の策定（法第12条）
2. 組織等の設置
 - 1) 地方公共団体による「宜野湾市いじめ問題対策連絡協議会」の設置
(法第14条第1項)
 - 2) 教育委員会による附属機関「宜野湾市いじめ問題専門委員会」の設置
(法第14条第3項)
 - 3) 学校の設置者又は学校による下部組織の設置〔重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う〕（法第28条）
 - 4) 重大事態への対処：市長による附属機関の設置及び調査の実施等〔上記3)の結果について調査を行うことができる〕（法第30条）
3. 学校評価における留意事項（法第34条）

(2) 市いじめ防止基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

地方公共団体は、国の基本方針を参酌して、地方いじめ防止基本方針を策定するよう努める（法第12条）ものとなっており、本市も実情に沿ったいじめ防止基本方針を策定する。

また、学校は、国の基本方針又は宜野湾市いじめ防止基本方針を参酌して、学校いじめ防止基本方針を策定する（法第13条）。

(3) 宜野湾市いじめ問題対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該

都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

市教育委員会は、法第 14 条第 1 項により、法の趣旨を踏まえ「宜野湾市いじめ問題対策連絡協議会（はごろもサポートネットワーク（HSN）会議）」を設置する。（以下「連絡協議会」という。）その構成員は、学校、教育委員会、市児童福祉担当課、児童相談所、宜野湾警察署、主任児童委員、保護司など、実情に応じて決定する。

また、連絡協議会は、沖縄県いじめ問題等対策連絡協議会との連携を図るものとする。

（４） 「宜野湾市いじめ問題専門委員会」の設置

法第 14 条第 3 項に規定する教育委員会の附属機関

（いじめ問題対策連絡協議会）

第 14 条第 3 項 前 2 項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

市教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組について審議・検証を行うとともに、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査を行うため、法第 14 条第 3 項に規定する附属機関としての「宜野湾市いじめ問題専門委員会」を置くものとする。

宜野湾市いじめ問題専門委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

① 附属機関「宜野湾市いじめ問題専門委員会」の機能

宜野湾市いじめ問題専門委員会は、以下の機能の他、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための機能を担うものとする。

- ・教育委員会の諮問に応じ、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
- ・市立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ・市立学校におけるいじめの事案について、市教育委員会が、学校からいじめの報告を受け、法第 24 条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

② 重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合の組織

法第 28 条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として市教育委員会が行う場合、この附属機関を、調査を行う組織とする。(重大事態への対処については「3 重大事態への対処」に詳述)

(5) 市が実施すべき施策

① いじめの防止

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備をする。
- 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう各種資料の活用や市長部局と連動した啓発活動の推進など、保護者、家庭への支援に努める。
- いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実や心理、福祉等に関する専門的知識を有する者で、いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うため学校へ派遣される者の確保等必要な措置に努める。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- 「ぎのわん教育の日」、「教育月間」や「各種運動」を活用して、家庭や地域と連携した取組を推進し、児童生徒の規範意識や自ら正しく判断し責任を持って行動する力を育成する。
- 児童生徒が、自主的に行ういじめの防止に資する活動に対する支援や児童生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめの防止等の普及啓発の充実に努める。
- 「ネット被害防止ガイドライン」を活用し、携帯電話やスマートフォン、インターネットによるいじめを防止する。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう e ネットキャラバンを活用するなど、必要な啓発活動を実施する。
- 児童生徒が、いじめに巻き込まれないよう、生徒指導連絡協議会等の場で関係機関等と情報の共有と課題解決へ向けた取組を協働実践する。
- 関係機関等の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める。

② いじめの早期発見

- いじめに関する通報や相談を受け付けるための電話相談窓口等必要な体制を整える。
- 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかど

うかを把握するため、保護者、関係機関等と連携し早期発見に努める。

- いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言やインターネットを通じて行われるいじめへの対応、その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果を普及する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
 - ・ 定期的なアンケート調査や個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、報告を受けるとともに、その取組を点検し、実態把握に努める。
 - ・ 県教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「人権ガイドブック」、「学校教育における指導の努力点」などを有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
 - ・ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- 市内小中学校を対象に、交番所長等が、学校をパトロールしながら校長、教頭と面談して、情報交換を行い、事件事故の未然防止対策を推進する県の「学校ゆいまーる運動」を推進する。

③ いじめに対する措置

- いじめがあると確認された場合、児童生徒及び保護者に対し、必要な支援や指導等、組織的な対応を速やかに講ずる。
- 学校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談の充実を図る。
- 教育相談に係る研究を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- 学校、警察、関係機関等が連携し、連絡会を開催するなど情報共有体制を構築する。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

④ 重大事態への対処

- 学校で発生した場合
 - a) 市長は、法第 28 条に定める「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校による調査の結果について調査を行うことができ、調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。(法第 30 条)

- b) 市長及び教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

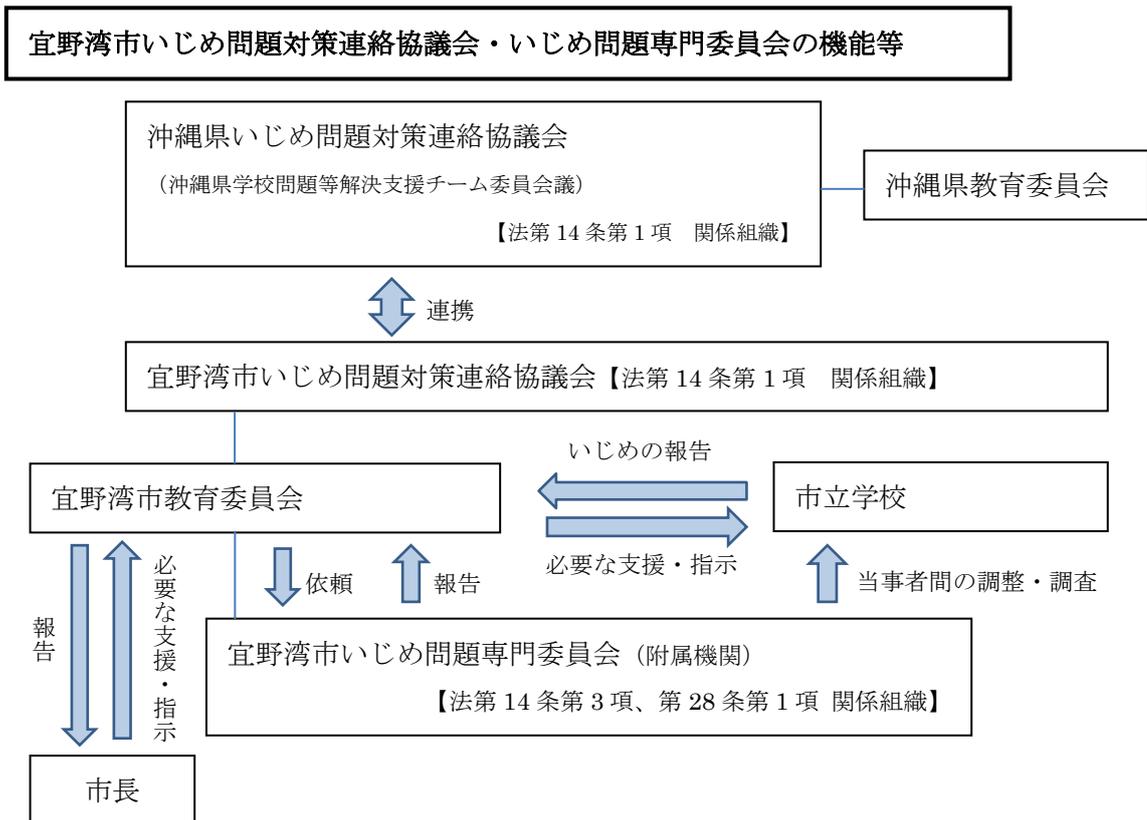
⑤ その他

○ 学校への通報

学校の教職員、地方公共団体の職員等で児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめにかかる相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、当該児童生徒が在籍する学校へ通報等の適切な措置をとるものとする。

○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点（法第 34 条）

- ・市教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
- ・市教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校への教員評価に必要な指導・助言を行う。



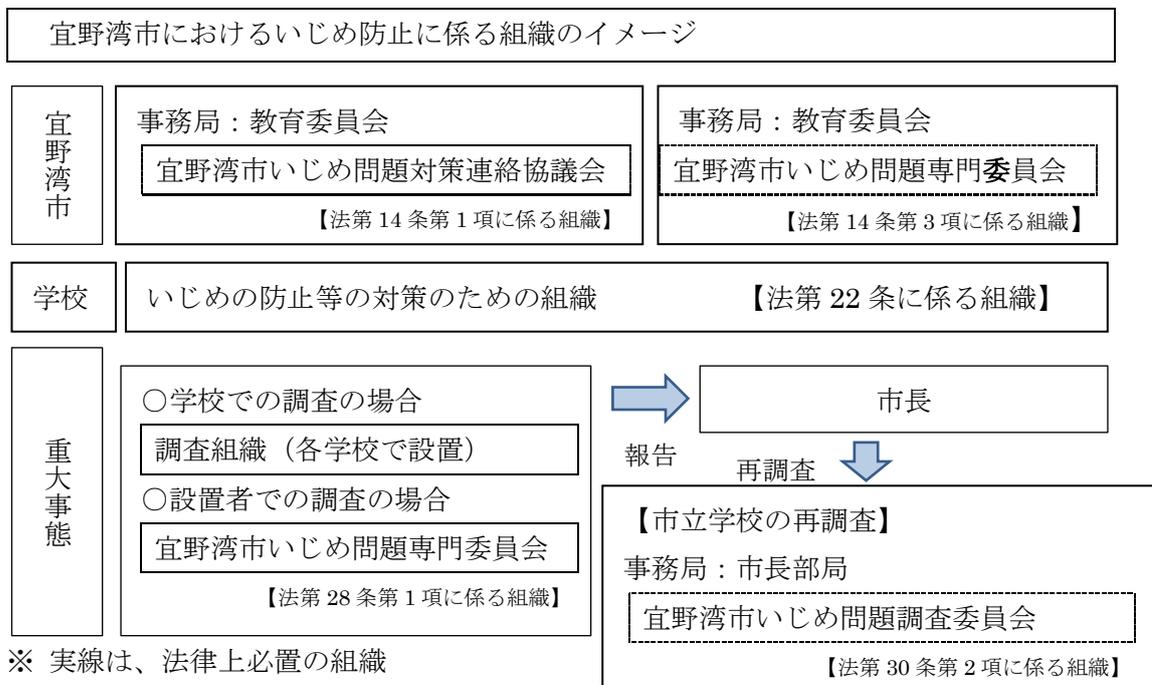
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

次の【宜野湾市におけるいじめ防止に係る組織のイメージ】参照

- | |
|---|
| 1. いじめ防止基本方針の策定 |
| 1) 学校は、国の基本方針又は市の基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める（法第 13 条） |
| 2. 組織等の設置 |
| 1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする（法第 22 条） |
| 2) 学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第 28 条） |



※ 実線は、法律上必置の組織

点線は、法律上任意設置の組織

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校は、国又は市の基本方針を参酌し、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定め、学校のホームページなどで公開する。

「学校基本方針」の策定に当たっては、単なる目標やスローガンの提示にとどまらず、

- いじめの防止(未然防止のための取組み等)
 - 早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)
 - いじめに対する措置(発見したいじめに対する早期対応、親身な対応等)
- の一連の取組が、実効性を持つよう具体的な計画や体制について決めておくものとする。

学校いじめ防止基本方針について

【内容例】

- いじめ防止に資する多様な取組の包括的な方針や具体的な内容
- 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組み等
- いじめの早期発見(未然防止)・対応、いじめへの対処に関する取組方法、年間計画
- 学校の実情に即して学校基本方針が機能しているかを点検・見直すPDCAサイクルを盛り込む等

【留意事項】

- 自校の課題の洗い出し、課題に対して組織的、計画的に取り組む
- 学校基本方針の検討段階から、保護者等地域の方も参画させる
- 学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取入れ、児童生徒の主体的かつ積極的な参加を確保する

「学校いじめ防止基本方針」策定の手順・組織の設置

1 策定前の事前準備

- (1) 学校の実態把握のための資料収集
- (2) 取組内容の洗い出し

2 年間計画の策定

- (1) 年間の取組についての見直しを行う時期(PDCAサイクル期間)の決定
- (2) 「取組評価アンケート」、「組織」会議、校内研修会等の実施時期の決定
- (3) 未然防止の取組の年間計画決定

(4) 個別面談や教育相談の時期や回数の決定

<年間計画イメージ> ◎実施時期

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→
校内研修会等	◎				◎				◎			
アンケート	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
面談・相談	◎			◎					◎			

3 組織の役割と構成員の決定

- (1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発
- (3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- (4) 個別面談や相談窓口の集約
- (5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- (6) 発見されたいじめ事案への対応
- (7) 構成員の決定

4 「学校いじめ防止基本方針」の例

「推進法」が求める「学校基本方針」とは、文字通りの方針というよりは、学校がいじめに対する「行動計画」に近いものである。

- ・それを読めば、個々の教職員は、自分が今、何をすべきかが分かるもの
 - ・それを読めば、保護者や地域は、何を協力すればよいのかが分かるもの
 - ・それを読めば、学校が児童生徒をどのように育てようとしているのかが分かるもの
- つまり、その学校において、生徒指導がいかに関組織的・計画的に行われようとしているのかが分かるものである。

【例：基本的な項目】

平成〇年〇月〇日策定

宜野湾市立〇〇〇学校いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

- 1 学校いじめ防止基本方針で目指す学校・子ども像
(基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義等)
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
(いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域・家庭・関係機関との連携)

第2 いじめの防止等のための対策の内容

- 1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

<p>(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (いじめの防止・早期発見・対処、組織的な対応を行う中核となる常設組織)</p> <p>1) 構成員（必要に応じて、外部専門家を活用）</p> <p>2) 組織の役割（①未然防止の取組、進捗状況の確認、定期的検証、②教職員の共通理解と意識啓発、③児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発、④いじめ事案の集約と対応、⑤重大事態への対応など）</p> <p>(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (下記項目における教職員、児童生徒、保護者の取組)</p> <p>① いじめの防止（未然防止のための取組等）</p> <p>② 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない手立て等）</p> <p>③ いじめに対する措置（発見したいじめに対する早期対応・親身な対応等）</p> <p>2 重大事態への対処</p> <p>(1) 重大事態の調査</p> <p>(2) 調査結果の情報提供及び報告</p> <p>第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>1 年間計画（校内研修、個別面談・教育相談、アンケート、いじめ防止等の取組）</p> <p>2 PDCA サイクルによる検証と評価（取組内容・方法の見直し等）</p>

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる「組織（常設）」を置くものとする。（組織名称は、学校の判断による。）

いじめに対しては、学校が組織的に対応することを基本とし、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官又はその経験者など外部専門家が参加し対応するものとする。

- 【役割例】**
- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画においての作成（P）・実行（D）・検証（C）・修正（A）の中核としての役割
 - いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - いじめや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - いじめに係る緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、学校基本方針に基づく対応の決定と保護者等との連携とといった対応を組織的に実施するための中核としての役割

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（設置イメージ）

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、学級担任、部活動顧問等



必要に応じ『外部専門家』が参加

心理（スクールカウンセラー等）や福祉（スクールソーシャルワーカー等）の専門家、弁護士、医師、他校の教員、警察官、又はその経験者等



職員会議・学年会との共通理解・連携協力

組織的ないじめ対応の流れ

いじめの発生

① 情報を集める

教職員、児童生徒、保護者、地域住民等から「組織」（※注）に情報を集める。

② 指導・支援体制を組む

「組織」で指導・支援体制を組む。情報の共有
（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割分担）

③-A 子どもへの指導・支援

・被害者：いじめられた児童生徒

いじめを受けた児童生徒（知らせた者を含む）の安全を確保するとともに、信頼できる人（友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

・加害者：いじめた児童生徒

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、即、いじめを止めさせるために、教育上必要があるときは学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。（出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。）

・観衆：いじめをはやし立てる児童生徒

自分の問題として考えさせ、いじめを受けている児童生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

・傍観者：いじめを見て見ぬふりをしている児童生徒

自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

③-B 保護者との連携

・つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

※注：「組織」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等のための組織」をい

う。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、他校の教員、警察官、又はその経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から学校の実情に応じて決定。

- 常に状況把握に努める。
- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び学校の設置者は、連携して「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」をポイントとして、対処等にあたるものとする。

i) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなる事実を踏まえ、いじめを「しない、させない、見逃さない！」対応で未然防止に、全教職員が取り組むものとする。

また、未然防止の取組みについては、定期的なアンケート調査や欠席日数等を検証するなど、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を行う。

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、各種機会をとおして、常日頃から教職員全員の共通理解を図り、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体で醸成する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決していける力などの児童生徒の円滑なコミュニケーション能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめの背景には、人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、児童生徒がストレスに適切に対処できる力を育み、お互いを認め合える人間関係、学校風土をつくる。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱き、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、自己有用感を高めるよう努める。

また、自己肯定感を高めるため、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける。

⑤ 児童生徒自らがいじめについて学ぶ取組

児童生徒自らがいじめの問題について学び、問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会・生徒会等によるいじめ撲滅の宣言など）する。

その際、教職員は、全ての児童生徒が意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

⑥ その他学校における各教職員の取組

ア 校長及び教頭の取組

- 校長及び教頭は、校長講話や各種行事のあいさつ等で、日常的にいじめの防止について触れ、「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」との雰囲気学校全体に醸成する。
- 校長及び教頭は、学校の教育活動全体をとおして道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動等計画的に取り組む。
- 校長及び教頭は、学校行事をとおして、児童生徒が主体的に参加する場面を設け、自己有用感を高める取組を推進する。
- 校長及び教頭は、学校便りやホームページ等で学校いじめ防止基本方針を公開し、啓発に努める。

イ 教職員の取組

- 教職員は、自校の学校いじめ防止基本方針の内容をしっかりと理解し、いじめの防止へ取り組む。
- 教職員は、日々の授業等をとおしていじめの防止に取り組み、いじめは決して「許されない、許さない、見過ごさない」学校、学級づくりに努める。
- 教職員は、冷やかしやからかい、仲間はずれによる無視、持ち物を隠す行為もいじめにつながることを児童生徒に理解させ、いじめを見過ごさない心情を育てる。
- 教職員は、授業参観日等にいじめ防止に関する授業を積極的に公開する。

ウ 学級担任及び教科担任の取組

- 学級担任及び教科担任は、一人一人を大切に「わかる授業」の充実に努める。
- 学級担任及び教科担任は、学年・学級経営の充実に努め、自他の良さを認める「集団づくり」と「授業づくり」を行う。
- 学級担任及び教科担任は、道徳の時間や「人権の日」を要に、学校の教育活動全体をとおして児童生徒に生命の大切さを理解させる。
- 学級担任及び教科担任は、心に響く道徳教育（人権教育、情報モラル等）の充実に努める。
- 学級担任及び教科担任は、朝の清掃活動や奉仕的体験活動をとおして、お互いを認め合える集団づくりを行い、いじめ防止に取り組む。

エ 養護教諭の取組

- 養護教諭は、保健委員会や保健だより等でいじめの防止のため「命の大切さ」や「心の健康」について理解を深める。
- 養護教諭は、研修資料等を活用し、いじめの防止について全教職員に情報提供をする。

- 養護教諭は、生命を脅かす危険な行為や遊び等について、各種朝会等で事例を紹介し児童生徒に理解させる。

オ 生徒指導主任・教育相談担当・人権教育担当の取組

- 生徒指導主任・教育相談担当・人権教育担当は、毎月我的生活目標等にいじめの防止を趣旨とした目標を設定し、人権意識の高揚を図る。
- 生徒指導主任・教育相談担当・人権教育担当は、定期的な生徒指導部会や職員会議等でいじめの防止に関する情報交換や共通理解を図る。

カ 研究主任の取組

- 研究主任は、夏季休業中等に、いじめの防止にかかる研修計画等を立て、教職員のスキルアップを図る。

キ 道徳教育推進教師・平和教育担当の取組

- 道徳教育推進教師・平和教育担当は、いじめの防止に関する取組を道徳の時間や平和集会等で計画・実践する。

ii) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所、ふざけあいなどを装うなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候も、いじめでないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、いじめを積極的に認知する。

【早期発見の基本】

- 児童生徒のささいな変化に気づく
 - 気づいた情報を確実に共有する
 - (情報に基づき) 速やかに対応する
- ① 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に情報交換を行い、学校全体で情報を共有する。
 - ② 学校は、定例のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。その際、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にして適切に扱う。
 - ③ その他学校における各教職員の取組

ア 校長及び教頭の取組

- 校長及び教頭は、児童生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができるよう日頃から信頼関係づくりに努め、相談体制を整備する。
- 校長及び教頭は、児童生徒の悩みを積極的に受け止める教育相談体制が適切に機能しているか教育相談週間、学校評価等をとおして点検する。

イ 教職員の取組

- 教職員は、日頃から児童生徒の様子を観察し、いつもと違う表情や行動等が見られる場合は、速やかに担任に連絡する。また、定期的な生徒指導部会等で、気になる行動等を説明し、情報の共有化に努める。

- 教職員は、いじめの早期発見のため集団から離れて一人でのいる児童生徒への声掛けに努める。
- 教職員は、個別面談や定期的ないじめアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努める。
- 教職員は、児童生徒の持ち物に落書きやいたずら、靴等の紛失があった場合、速やかに個別相談等を行い対応する。

ウ 学級及び教科担任の取組

- 学級及び教科担任は、日頃から、児童生徒の見守りや児童理解に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- 学級及び教科担任は、休み時間・放課後に児童生徒との信頼関係づくりに心がけ、共感的な態度で悩みを把握できるようにする。
- 学級及び教科担任は、児童生徒と向き合う学級経営及び教科経営に取り組み、いじめの早期発見のための教育相談を行う。

エ 養護教諭の取組

- 養護教諭は、保健室を利用する児童生徒の様子に目を配るとともに、気になる児童生徒の悩みを聞くことに努める。

オ 生徒指導主任・教育相談担当・人権教育担当の取組

- 生徒指導主任・教育相談担当・人権教育担当は、定期的ないじめアンケートや教育相談を計画、実践する。
- 生徒指導主任・教育相談担当・人権教育担当は、児童生徒や保護者にいじめについて教職員やスクールカウンセラー等にいつでも相談できることを周知する。

iii) いじめに対する措置

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等に

ついていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等
いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするため
に必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行う
に当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者と
の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と
共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄
警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身
体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、
適切に、援助を求めなければならない。

【いじめ防止対策推進法】

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有
を図り組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、社
会性の向上、人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保
護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、早
い段階からの確に関わりを持ち、知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

また、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、「いじめの防止等の対策
のための組織」に情報を提供し、組織が中心となって事実の有無を確認し、結果は
校長が責任を持って、学校の設置者、被害・加害児童生徒の保護者へ連絡する。

② 警察との連携

学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行って
いるにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯
罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察署と相談して対処
する。

また、いじめられている児童生徒や報告した児童生徒等に対する仕返しが懸念さ
れる場合は、保護する観点から、必要があれば警察に早めの相談を行い、被害者等
の保護対策を徹底する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれ（重大事態へ
の発展）があるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた児童生徒（被害者）又はその保護者への支援

ア いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際には、自尊感情を高めるよ
う留意し、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意した対応を行う。

イ 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、徹底して守り通すことや
秘密を守ることを伝えるなど不安の除去に努めるとともに、児童生徒の見守りや
落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

ウ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、警察官、教育経験者など外部専門家の協力を得る。

エ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払うとともに必要に応じて支援を行うことが大切である。

また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめた児童生徒（加害者）への指導又はその保護者への助言

いじめた児童生徒からも事実関係の聴取を行い、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的に、いじめをやめさせ、自らの行為の責任を自覚させるとともに再発を防止する。

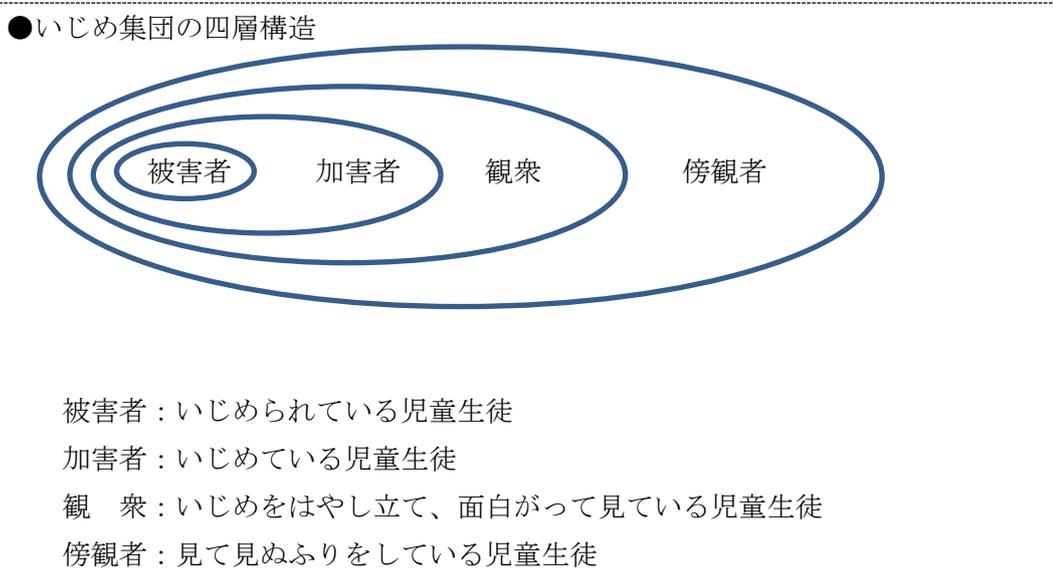
事実関係を聴取した際には、迅速に保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応できるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行い、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持たせる。

はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。



(いじめの4層構造) 森田洋司 1986年

⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して直ちに削除を求める措置をとる。

必要に応じて法務局の協力を求め、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれ（重大事態への発展）があるときは、直ちに警察署に通報し、適切

に援助を求める。

⑦ その他学校における教職員の取組

学校は、解決のための組織を機能させ、協働体制で取組む。

ア いじめの情報を集める

- 学校は、アンケートや面談、電話連絡等をとおして、児童生徒、保護者、関係機関等からいじめの情報を収集する。
- 学校は、保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、相談会等を持ち、速やかに対応する。
- 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに児童生徒から聞き取りを行い、正確な実態把握に努める。その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取る場所、時間等に慎重な配慮を行う。

イ 指導・支援体制を組む

- 学校は、正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組織する。
- 教職員は、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。また、暴力を伴う場合、複数の教職員で直ちに対応する。

ウ 直接、いじめを行っていない児童生徒への対応

- 教職員は、直接いじめを行っていない児童生徒へ傍観・無視・放置・隠蔽することがいじめに加担することと同じであることを理解させる。
- 教職員は、直接いじめを行っていない児童生徒へいじめを行っている児童生徒の言いなりにならず、自分の意志で正しい行動をすることの大切さを理解させる。

エ 保護者への対応

- 学校は、いじめが確認された場合、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。
- 学校は、事実確認により判明した、いじめに関する情報を保護者に適切に提供し、今後の対応方法等について説明を行う。
- 学校は、保護者に今後の問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力を求める。

iv) 留意事項

① 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要であり、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条関連）で情報を共有し、組織的に対応する。

② 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間計画に位置づけて行う。

③ 校務の適正化・効率化

いじめの防止等に適切に取り組むため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど校務の効率化を図る。

④ 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行い、この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価し、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

⑤ 地域や家庭との連携

地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

市長は重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「宜野湾市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設け

て調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査することができる。(法第 30 条～第 32 条第 2 項)

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識

ウ その他の場合

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに発生を報告を行う。

市立学校 → 市教育委員会 → 市長

- ※ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ 調査の趣旨及び調査主体

ア 調査の趣旨

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

イ 調査主体

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合：
 - ・教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- 教育委員会が主体となって行う場合：
 - ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

市立学校
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に、事態発生について報告する。 ○ 市教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、市長へ重大事態が発生した旨を報告する。 ○ 市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断する。 ○ 学校が調査主体となる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

④ 調査を行うための組織

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。（構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き新たに適切な専門家を加えるなど、公平性、中立性を確保する。）

ア 学校の設置者が調査主体となる場合

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

市における組織
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査の際に、市教育委員会が調査主体となる場合、調査を行うための組織は条例で設置する「宜野湾市いじめ問題専門委員会」とし、組織の構成については、臨床心理士や学識経験者、医師、弁護士、その他教育委員会が必要と認める者とする。 ○ 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

イ 学校が調査主体となる場合

学校が調査主体となる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、法第 28 条で、組織を設けて調査を行う主体としては「学校の設置者又は学

校は」と規定されているが、このうち「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会である。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査に並行して、市長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第 28 条第 1 項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

学校における組織
<ul style="list-style-type: none">○ 調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、法第 22 条の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて、他校の職員や適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。○ 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

法第 28 条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、例え不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。

- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。質問紙調査や聞き取り調査を行う際は、誰が何を書いたか、又は話したか分からない工夫を施し、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
 - いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
 - いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - これらの調査を行うに当たっては、事実の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的な指導・支援に努めるとともに、関係機関ともより適切に連携して対応に当たる。
- ウ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合)
- いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第 28 条第 1 項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間

関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

⑥ その他留意事項

（いじめに対する措置）

第 23 条第 2 項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法】

法第 23 条第 2 項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第 23 条第 2 項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更等の弾力的な対応を検討する。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

ii) 調査結果の提供及び報告

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

① 調査結果は、速やかに報告を行う。

調査結果の報告先は、次のとおり

市立学校 → 市教育委員会 → 市長

② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

ア 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- いじめに関する通報、相談等に関係した者は、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとする。また、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導又は支援を行う。

(2) 「宜野湾市いじめ問題調査委員会」の設置

法第 30 条第 2 項に規定する市の附属機関

i) 再調査（宜野湾市いじめ問題調査委員会による調査）

（公立の学校に係る対処）

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

【いじめ防止対策推進法】

- ① 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関としての「宜野湾市いじめ問題調査委員会」を設けて法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。
- ② 構成員は、臨床心理士や学識経験者、医師、弁護士、その他市長が必要と認める者とする。
- ③ 宜野湾市いじめ問題調査委員会は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- ④ いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

（公立の学校に係る対処）

第 30 条 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 (省略)
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 (省略)
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

- ① 再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告しなければならない。(法第30条第3項) 議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、市において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められる。
- ② 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。(法第30条第5項)

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

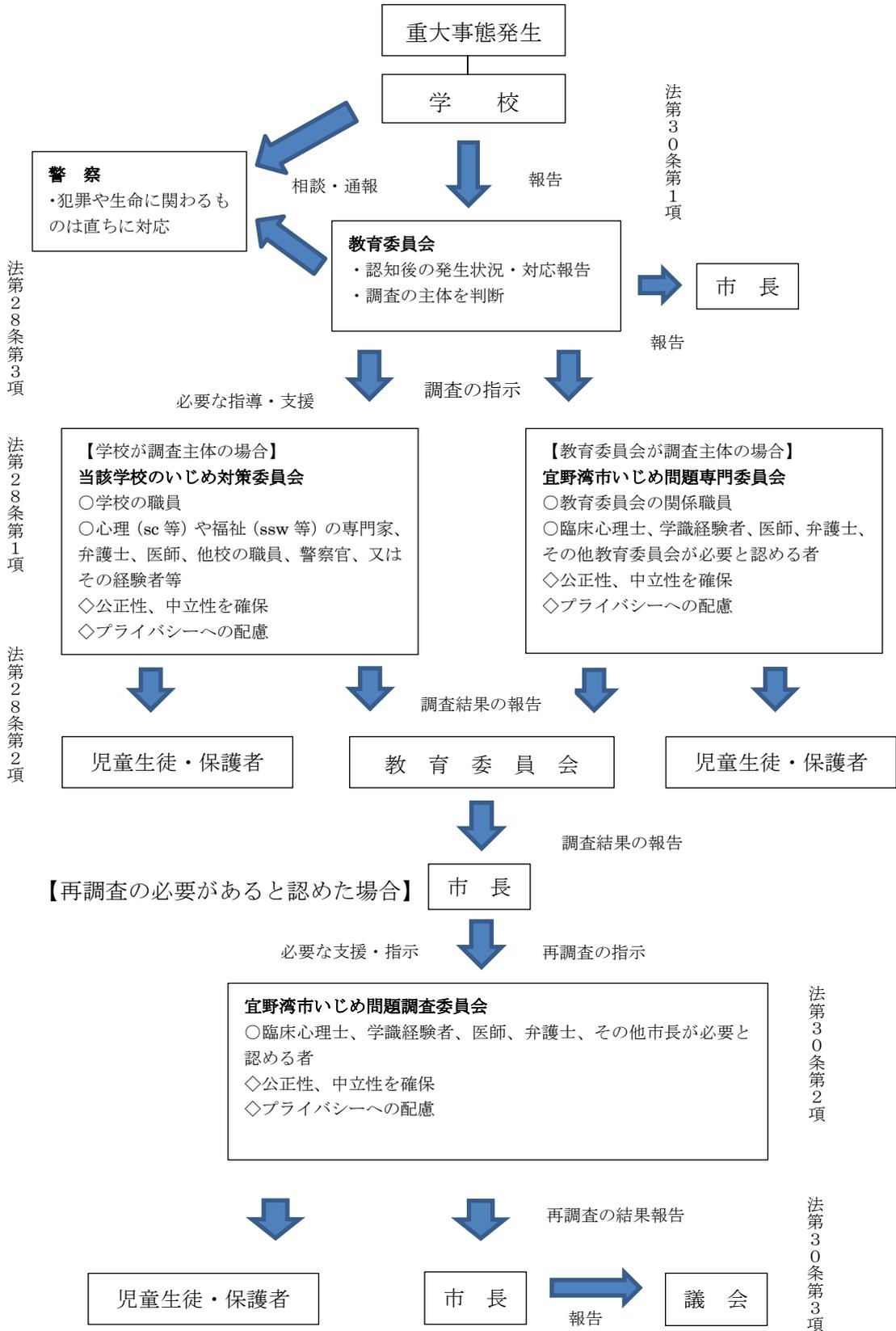
国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じることとなっている。

従って、国の基本方針が見直された場合は、本市も国の基本方針を参酌しつつ、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。ただし、本市は、国の見直しを待たずとも、必要に応じて見直しができるものとする。

加えて、地方公共団体は自ら設置する学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表するものとなっている。

重大事態発生時のフロー図

【市立学校】



※ 調査組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当事者と利害関係を有しない第三者を選任し、公正性、中立性の確保に努めること。